

条例第 10 号

宇和島市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市営住宅管理条例の一部を改正する条例

宇和島市営住宅管理条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（６） （略） （家賃の減免又は徴収猶予） 第18条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減額又は免除若しくは徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減額又は免除若しくは徴収の猶予をすることができる。 （１）～（７） （略） <u>（８）</u> （略）	（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（６） （略） <u>（７） 生活保護基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の第1類、第2類及び加算を合算した需要の額をいう。</u> （家賃の減免又は徴収猶予） 第18条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減額又は免除若しくは徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減額又は免除若しくは徴収の猶予をすることができる。 （１）～（７） （略） <u>（８） 非課税所得を含めても生活保護基準額以下の収入であり、かつ、同居者も含めて預貯金合計が同基準額の6月分（当該額が100万円を超える場合は100万円とする）を超えない者</u> <u>（９）</u> （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇和島市営住宅管理条例の規定は、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）以後の市営住宅の毎月の家賃の減額又は免除若しくは徴収の猶予について適用し、施行日前の市営住宅の毎月の家賃の減額又は免除若しくは徴収の猶予については、なお従前の例による。